

第3回長野県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療制度運営協議会概要（案）

日時：令和2年10月20日資料送付

令和2年11月4日意見書提出期限

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催

【意見書提出委員】

萱津会長、若林副会長、近藤委員、松下委員、森委員、田野尻委員、平林委員、山岸委員
加賀美委員、青柳委員、小橋委員、金井委員、清水委員、奥村委員

【会議概要】

書面開催のため意見書の提出をもって会議への出席とする。

（委員14人中14人意見書提出。過半数の出席により会議成立とする。）

2 会議事項

- （1）第2期データヘルス計画の中間評価について
- （2）令和元年度一般会計・特別会計決算の状況について
- （3）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免及び傷病手当金の支給について
- （4）台風19号災害に伴う一部負担金免除及び保険料減免の実施状況について
- （5）令和2年7月豪雨に伴う一部負担金免除及び保険料減免の実施状況について

3 各委員から提出された意見と広域連合の考え方

（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価について

委員から寄せられた助言、意見とそれに対する広域連合の考え方は、下表のとおりです。

委員より頂いた助言、意見①	広域連合の考え方 計画への反映
令和元年まで中間評価については、ほぼ順調な取組の進捗だと思います。 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがつかないなか、医療、福祉に大きな影響が出ています。特に受診を控えたり、介護予防の取組みができなくなったり、外出を控えるなど今後の計画にも影響が出てくると思います。 その点を踏まえた計画の修正も必要になると考えます。 中間評価に対する意見というよりは、	新型コロナウイルス感染症対策の一環として「重複頻回受診者等指導事業」（「重複頻回受診者等訪問指導事業」改め）の実施にあたり対象者への訪問勧奨から電話勧奨に切り替えるなど感染拡大防止に努めながら、事業目的を達成できるように工夫しました。 また、新型コロナウイルスに対するご意見についての方針を21ページに以下の

令和2年以降の計画への要望です。	とおり記載を追加いたしました。 『新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策により在宅の生活が増えることに伴うフレイル予防の注意点や予防体操、健診の定期受診について、ホームページ等による広報活動を行っていきます。』 また、今後の計画に関連して27ページに記載を以下のとおり追加いたしました。 『新型コロナ感染症対策を踏まえて、市町村との意見交換会や研修会について、今後どのような形式が良いのか、市町村からも意見をもらい検討していきます。』 これからも毎年度の各事業の活動、実績を分析し、必要に応じて対策を講じてまいります。
委員より頂いた助言、意見②	広域連合の考え方 計画への反映
1 健康診査事業（受診率 a-） ・「受診率は向上、向上の重要性を説明していく」となっていますが、向上しているとは言え0.1%増に止まっている、説明も限られたマンパワーでしょうから、今後の説明の仕方に工夫を凝らす必要があるのではないのでしょうか。 ・例えば、受診率の低い市町村にターゲットを絞り、説明回数を増やす、説明される場に管理職の出席を求める等効果的集中的な対応が必要と思われます。 2 歯科口腔健診事業 （受診機会 b、受診率 a-） ・最近、歯周病の予防が全身の生活習慣病の予防に影響することがクローズアップされている。 ・口腔ケアは1回受けると安心してし	「後期高齢者健康診査事業」 令和2年度において「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」事業を行う、受診率が低い市町村と受診率向上・健診未受診者対策の方法を確認しました。今後も市町村と共に健診未受診者対策を考えてまいります。 また、今後とも受診率向上に向けて、市町村に対する説明等については工夫を重ねてまいります。 「歯科口腔健康診査事業」 受診機会を増やすため、令和2年度から受診対象者の拡充を行いました。 また、ラジオ広報等を通じ、オーラルフレイル予防とともに歯科口腔健診受診の呼びかけを行っていますが、早い年齢か

まう傾向がある。 ・歯周病が全身に及ぼす影響（狭心症、心筋・脳梗塞）に対する危機意識をもっと高めるPRが必要。 ・75歳以上に重点を置いているが、高齢者は年とともに受診が面倒になることから、もう少し早い年齢から、受診の習慣を付けていただくことが重要と考えます。 4 重複・頻回受診者等指導事業 （実施市町村 b、改善割合 a-） ・実施しなかった市町村に関し、実施できない理由を共に究明し、理事者（市町村長）まで上げて、市町村全体で検討してもらう。	らの受診習慣に関するご指摘に基づく方針について、14ページに以下のとおり記載を追加いたしました。 『「若年層からの予防」や「歯周病が全身に及ぼす影響」について、例えば健診案内通知への記述を行うなどの広報を検討していきます。』 「重複・頻回受診者等指導事業」 「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業」を行う市町村のうち、令和3年度、同事業による重複・頻回受診者等指導事業の取組予定市町村は9市町村となっています。引き続き、一体的実施事業の推進の中で、取組市町村数の増加のためのアプローチをしていきます。 また、今後とも事業説明については市町村の実情を考慮するなど、工夫を重ねてまいります。
委員より頂いた助言、意見③	広域連合の考え方 計画への反映
フレイル対策は 1) 健康管理 健診事業→医師会 2) 栄養、歯科健診事業→栄養士会 歯科医師会 3) 身体活動 → 市町村事業 4) 社会参加：ボランティア、就労等 楽しくできるような 上記の4事項を組み合わせることで、最も効果が高まります。 健康寿命を維持しているうちに適切な対応をして、フレイルの予防、回復させ健康を取り戻すような保健事業実施計画を望みます。	県三師会に対し各市町村事業の説明を行い、各圏域の三師会を通じ、地域の医療機関に地域の取組を案内、連携について依頼しています。その中で「後期高齢者健康診査事業」「歯科口腔健康診査事業」についても関係する医師会、歯科医師会と連携しながら進めてまいります。 また、フレイル予防について、いただいたご意見に対する方針を21ページに以下のとおり記載を追加いたしました。 『「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業」において、「通いの場」等を活用したフレイル予防の推進に取り組んでいきます。』

委員より頂いた助言、意見④	広域連合の考え方 計画への反映
・後期高齢者歯科健診事業は、年を追うごとに受診者も増え順調な経過であると思います。 しかしながら、この時期の高齢者は在宅療養中や施設入居者も多くいると考えられ、現行の受診要領では受診者が遠からず頭打ちになることは予測できます。今後、在宅でも施設入所者でも健診受診ができるような制度に移行することをお考えいただければと存じます。 ・生活習慣病と歯周病菌の関連が公表されてから15年近く経ちます。その間に糖尿病をはじめ、脳血管障害や心臓疾患等多数の生活習慣病に歯周病菌が直接かわるエビデンスも発表されました。最近では信濃毎日新聞の連載記事にも採り上げられています。重症化予防のプログラムの中に是非歯周病対策を含む口腔管理を入れていただきたいと思います。 ・フレイル予防対策ですが初期のフレイル（プレフレイル）にまず現れるのは口腔機能のフレイルです。私どもはそれをオーラルフレイルとしておりますが、日常の中で一番気づき易いにも関わらず、意外と意識できないのはオーラルフレイルに対する知識が不足しているためであると考えています。『言われてみれば・・・』の声は講演や研修でも良く聞かれます。低栄養の始まりは、食事摂取が気付かないうちに困難になっているのが原因の一つです。またプレフレイルの段階での気付きは、健康の回復が十分可能な時期でもあります。フレイル予防事業の中にオーラルフレイルに対する事業等追加して	「歯科口腔健康診査事業」については、御指摘のとおり順調に推移するとともに令和2年度からは対象者の拡大をおこなっていました。 なお、いただいたご意見については今後、事業を検討する際に参考とさせていただきます。 「重症化予防事業」において、口腔に関する訪問相談・指導・訪問歯科健診・高齢者の口腔機能向上事業に取り組む市町村があります。今後もこういった取組について、支援を継続してまいります。 オーラルフレイルについて、いただいたご意見に対する方針を14ページに以下のとおり記載を追加いたしました。 『「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業」のハイリスクアプローチのメニュー「フレイル予防事業」の中に「口腔機能」事業が含まれており、この事業なども活用しながら市町村と共に歯科口腔健診に取り組んでいきます。』 今後も健診受診の意識向上に繋がるよう、広報や健診の案内通知の内容を検討していきます。

いただきたいと考えます。 ・定期健診受診回数が多い人ほど総医療費が少ないというデータがあります。医療費の高騰を防ぐ意味でも定期健診受診回数の増加は必要です。また労働基準法における職場健診には歯科が含まれていません(一部業種を除く)。働く世代時代に歯科健診に関しては白紙の状態経過している方々がほとんどである現状では、生活習慣病の重症化も含め医療費の削減は不可能ではないかとも思えます。せめて後期高齢者の皆様には歯科健診の機会をより多くしていただけることを望みます。	11ページに記載のとおり令和2年度から対象者の拡大(受診機会の増加)を図りました。 対象者 (54,805人) (1) 前年度(令和元年度)75歳になった者(昭和19年4月1日～昭和20年3月31日) (25,383人) (2) 前年度(令和元年度)76歳～79歳になった者(昭和15年4月1日～昭和19年3月31日)のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経歴があり、かつ、前年度(令和元年度)に歯科医療の受診がなかった者(29,422人) また、いただいたご意見に対する方針については、12ページ、13ページに記載をしてありますが、今後の「歯科口腔健診事業」実施の参考にさせていただきます。
委員より頂いた助言、意見⑤	広域連合の考え方 計画への反映
中間評価の結果を踏まえ、健康寿命の延伸に努力してまいりましょう。	今回の中間評価を踏まえ第2期保健事業実施計画の目的「被保険者が、自立して日常生活を送ることができる健康寿命の延伸」に努めてまいります。また、PDCAサイクルにおける毎年度の評価を確実にを行うことにより長期目標達成に繋げていきます。

(2) 令和元年度一般会計・特別会計決算の状況について

特段の意見はありませんでした。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免及び傷病手当金の支給について
(被保険者等代表)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、医療費が減少傾向にあるとのことだが、医療機関受診のガイドラインもこの機会に研究する必要があるのではないかと思う。

(広域連合の考え方)

- ・医療機関受診のガイドラインについては、個々の持病や症状によりそれぞれ必要な対応等が異なる場合があるため、広域連合において作成することは難しいと考えます。重要なお指摘と考えますので、当広域連合 HP において、「新型コロナウイルス対策を踏まえた適切な医療機関の受診について」のページを作成し、そのページ内に厚生省の「上手な医療のかかり方. j p」へのリンクを用意し、医療機関受診の参考となるよう情報提供に努めています。

(学識経験者)

- ・新型コロナ感染症の早期終息を祈念致します。
- ・必要な対策の提案に感謝いたします。

(4) 台風 19 号災害に伴う一部負担金免除及び保険料減免の実施状況について

(学識経験者)

- ・災害はいつ、どこで起きるか予測ができないものです。適切な判断を望みます。

(広域連合の考え方)

- ・災害に伴う一部負担金免除及び保険料減免の実施については、国からの財政支援の状況や災害からの復興状況、被災した市町村の国民健康保険の状況などに鑑み、適切に判断をしております。

(学識経験者)

- ・まだまだ復興の見通しが困難な状況ですので、必要な提案だと思います。

(5) 令和 2 年 7 月豪雨に伴う一部負担金免除及び保険料減免の実施状況について

特段の意見はありませんでした。